

○不破消防組合職員の休日及び休暇に関する条例

昭和43年5月1日条例第9号

改正

昭和49年4月1日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の休日及び休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

(休日及び休暇)

第2条 職員の休日及び休暇については、垂井町職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第9号）

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

